

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）  
を実施する者に対する補助事業の第2回公募について（公募要領）

令和7年6月  
国土交通省住宅局

国土交通省住宅局では、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）を実施する者に対する補助事業の第2回公募を行います。

本事業に応募される方は、本公募要領及び別紙を熟読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行って下さい。

なお、本公募は、地域モデル実装型を実施する者に対する補助事業の第1回公募とは異なりますので、ご注意ください。

※本事業の詳細は、別紙をご参照ください。

※令和7年度予算の執行状況等に応じ、追加公募する可能性があります。

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）  
を実施する者に対する補助事業の公募について（公募要領）

※本公募は、広域モデル策定型を実施する者に対する補助事業のみを対象としており、地域モデル実装型を実施する者に対する補助事業の公募とは異なりますので、ご注意ください。

1. 総則

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）を実施する者に対する補助事業の公募の実施については、本要領に定める。

2. 補助事業の内容

本補助事業の内容は、別添1「暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）の概要」のとおりとする。

3. 事業期間

採択後※ ～ 令和8年1月30日（金）

※採択通知は、令和7年8月下旬を目途とする。ただし、提案件数により、採択通知の発出予定時期が前後する可能性に留意すること。

4. 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、一定のエリアにおいて横連携を図る住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）であって、次の（1）から（5）までの全てを満たすことを要件とする。

- （1）補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- （2）補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- （3）補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- （4）補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- （5）補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

※過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者は本補助金への申請を原則として制限するものとする。

※暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供与等により直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者は本補助金への申請を制限するものとする。

## 5. 補助事業者の募集に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室

電子メール [hgt-mokuzou@ki.mlit.go.jp](mailto:hgt-mokuzou@ki.mlit.go.jp)

### (2) 受付方法

- ・電子メールにて受け付ける（来訪等による問合せには対応しない）。
- ・質問には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、電子メールアドレスを併記するものとする。

### (3) 受付期間

令和7年6月27日（金）から令和7年7月18日（金）18:00まで

## 6. 提案書等の提出書類、提出期限等

### (1) 提出書類

#### ① 提案書（別添2「提案書作成事項」による）

※提案書作成にあたっては、別添2のほか、補足説明資料「提案書作成にあたっての留意事項」の内容も熟読すること。なお、交付申請時の審査も、原則として当該補足説明資料に従って行うこととしている。

#### ② 提出者の概要（組織概要、役員構成等）が分かる資料（任意様式）

※共同事業の形態による提案（グループ提案）の場合は、共同事業者一覧及びグループの規約等を添付すること（任意様式）

### (2) 提出期限等

#### ① 提出期限

令和7年7月18日（金）18:00まで（必着）

#### ② 提案書等の提出場所

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）評価事務局※

（一社）木を活かす建築推進協議会

電子メール [kurashian@kiwoikasu.or.jp](mailto:kurashian@kiwoikasu.or.jp)

※以下「評価事務局」という。

#### ③ 提出方法

以下のソフト及び形式で作成したデータを電子メールで提出すること。

「Just System 一太郎2004～」 「Microsoft Word2003～」

「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」

#### ④ 提出に当たっての注意事項

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

イ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。

ウ 事業者の要件を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。

エ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないも

のについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、提案書等を提出する際にその旨を申し出ること。

## 7. 審査・採択方法

- (1) 提出された提案書等について、次に掲げる「評価のポイント」によって評価事業者（現在公募中）が総合的に評価し、一定の評価を得た提案書等を提出した地域グループについて、令和7年度予算の範囲内において、国土交通省が採択の優先度の判断及び配分額の決定を行う。なお、以下の【評価される可能性が高い提案内容の例】を転記したと思われる提案書等については、評価を行わないこととする。

### <評価のポイント>

#### ①課題分析及び事業内容の適切性

モデル的取組の対象地域における住宅生産の担い手不足への懸念や、当該地域における大規模災害リスク等に関する現状を適確に把握し、解決すべき課題が明確に整理された上で、事業内容に反映されていると判断される提案を優位に評価する。

#### 【評価される可能性が高い提案内容の例】

- ・地域グループを構築する中小工務店等の施工力を勘案し、実際の発生時においても木造応急仮設住宅の早期供給等に対応可能であると客観的に評価できるなど、計画性の高い提案となっている。

#### 【評価されない可能性がある提案内容の例】

- ・「多様な構成員があるため、あらゆる事案に対応できる体制にある」等、構成員間による具体的な連携体制が明確でない。
- ・現状、課題等の分析が不明瞭であり、取組を予定している事業内容との関係性を明確に読み取ることができない。

#### ②地域特性及び事業者特性の反映度

地域特性及び事業者特性を踏まえた上で、当該地域における災害発生時の担い手確保、初動対応の迅速化等に向けて適切かつ具体的な方策が示されていると判断される提案を優位に評価する。

#### 【評価される可能性が高い提案内容の例】

- ・地域の住宅生産事業者等が抱える課題を適切に分析し、その課題解決に資するよう、担い手確保・育成の方策が講じられている。
- ・津波被害が主に想定される地域において、当該地方公共団体との事前協議を行い、津波被害想定区域外における用地での木造応急仮設住宅の配置計画の立案等を進めることとなっている。
- ・若手大工に対する研修等の実績を有する場合に、過去の研修受講者に地域グループとしての取組に一部参加を依頼するなど、事業者特性を踏まえ、モデル的取組を効率的・効果的に行う事業内容となっている。

【評価されない可能性がある提案内容の例】

- ・地域グループとしての体制整備構築等の事前検討の段階において、災害発生時における移動ルートの寸断可能性が想定されていないなど、初動対応の迅速化に直結するとは判断できない。

③先導性

災害発生時に備えて事前に実施する取組として、これまでに取り組んだことのない手法によって、災害発生時等の担い手の確保、木造応急仮設住宅等の早期供給等に係る事前検討を行っているなど、先導性を有していると判断される提案を優位に評価する。

【評価される可能性が高い提案内容の例】

- ・モデル的取組の対象地域に対して、類似の立地特性や災害リスクを有する地域における先行事例や既往研究を収集・分析した上で、創意工夫が確認される手法による提案となっている。
- ・災害発生時等の担い手の確保、木造応急仮設住宅等の早期供給等を効率的・効果的に行う提案として、実際の災害発生時における事業効果まで分かりやすく検証する方法が明確に提示されている。

【評価されない可能性がある提案内容の例】

- ・モデル的取組として提案する内容について、同内容の取組を複数地域で実施するなど、地域特性の反映等が不十分であり、先導性があるとは判断できない。

④普及可能性

将来的に、地域グループ構成員以外の事業者等に対しても横展開がなされるなど、普及が見込まれると判断される提案を優位に評価する。

【評価される可能性が高い提案内容の例】

- ・構成員以外の事業者等（地域住民を含む）に対して、本事業による取組成果等を周知・普及する方法が具体的に検討されているなど、地域全体における防災意識の醸成等につながる副次的な効果が期待される。
- ・本事業で構築された体制、年間コスト、当該コストの確保方法等を対外的に示すことが可能となっており、他地域の地方公共団体や事業者等への波及が見込まれる。

【評価されない可能性がある提案内容の例】

- ・対象となる事業者等が極めて限定的な取組である、または、住宅の整備を前提とする特定工務店が提供するサービスの利用を要件としている。

⑤継続可能性

事業期間終了後も、継続可能と見込まれると判断される提案を優位に評価する。

【評価される可能性が高い提案内容の例】

- ・構成員の中小工務店等の廃業時の事業承継等の円滑化のため、地域グループ内での定期点検の記録様式の統一化等を図っている。
- ・補助事業の有無にかかわらず、災害協定等を締結する地方公共団体と定期的な会合、訓練等の共同開催を予定している。

【評価されない可能性がある提案内容の例】

- ・本事業実施期間終了後には、本事業で要件としている地方公共団体との災害協定等の内容に基づく取組の実施予定がない、または、地域グループを解散予定であるなど、もっぱら補助事業の実施を前提とする事業内容となっている。
- ・本事業で導入された仕組みの維持に必要な体制整備、年間コスト、当該コストの確保方法等について、事業実施期間後の見込みが具体的に示されておらず、妥当性が検証できない。

(2) 書類審査等に当たっては、事業内容や補助対象とする経費が適切か、補助金額（総額及び一人当たりの額）が費用対効果の点で適切な水準のものであるか等の観点から、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。追加資料の提出を求められた場合は、指定する期間内に提出すること。

(3) 木材利用促進協定※を締結している場合、当該協定による取組内容（自主的取組）と本事業による取組内容における連携や相乗効果を考慮した上で一定の評価を行う。

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和3年法律第77号）第15条に規定する建築物における木材利用促進のための協定

## 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）の概要

### 1. 補助事業の目的

本事業は、地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ（以下「地域グループ」という。）が災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援することで、大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資することを目的とする。

### 2. 補助対象とする事業の内容

地域グループは、木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修、訓練等、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じたモデル的取組（以下「広域モデル策定型」という。）を実施することができる。

### 3. 事業期間（予定）

採択後※ ～ 令和8年1月30日（金）

※採択通知は、令和7年8月下旬を目途とする。ただし、提案件数により、採択通知の発出予定時期が前後する可能性に留意すること。

### 4. 事業の要件

2. について補助を受けようとする事業は、次の（1）から（8）までの全てを満たす事業内容であることを要件とする。

- （1）地域グループが事業を実施すること。
- （2）地域グループは、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと。
- （3）広域モデル策定型を行う地域グループとして、災害発生時に備えて事前に取り組む必要のある理由についての分析を行い、実施しようとする内容が当該課題に向けて適切なものとなっていること。
- （4）広域モデル策定型に係る具体的な年度目標を設定し、当該年度目標の達成状況を年度末に報告すること。また、長期目標についても、可能な限り設定し、必要に応じて報告すること。官民連携協議会（仮称）※等において、必要な報告を求めることがある。  
※本事業の成果の共有等を含め、地方公共団体、民間事業者等から構成され、大規模災害発生時等における住まい確保に係る官民連携のあり方等を議論する場として、令和7年度中（令和8年1月から3月を目途）の発足を目指すもの。
- （5）広域モデル策定型の内容が、（4）に掲げる目標の達成に資するように適切に設定されていること。
- （6）広域モデル策定型に係る検討・実施体制及び実施環境が、（4）に掲げる達成目標及び（5）に掲げる取組内容と整合していること。
- （7）他の補助金等が交付されている、またはその予定がある事業については、当該補助金等の対象となる事業と明確に区分できる事業であること。
- （8）2. に掲げる事業の一環として、研修・訓練を実施する場合には、参加者（受講者）に

適切な参加費用を求めること。なお、その他取組については、参加者等に参加費用を求めることは要しない。

## 5. 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、2. に示す地域グループが実施する広域モデル策定型に要する別添参考に掲げる経費のうち、国土交通省が認める経費とする。

なお、旅費は、「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号、令和6年9月26日公布版（令和7年4月1日施行）に準拠するものとする。）（以下「旅費法」という。）に準じて算出される額とする。ただし、旅費法により算出される額の範囲内で宿泊できる宿泊先がない場合等、やむを得ず実費での支払いを希望する場合は、交付申請等マニュアルの規定に基づき、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業（広域モデル策定型）交付事務局（以下「交付事務局」という。）を通じて、事前に国土交通省へ相談すること。

新幹線のグリーン車や飛行機のファーストクラス等を利用した移動及び宿泊料に含まれる夕食代は補助対象外とする。また、原則、タクシー等での移動は対象外とするが、個別の事情がある場合は、事前に交付事務局に相談すること。

報償金の額は、「謝金の標準支払基準」の改定について」（平成21年7月1日各府省等申合せ、令和7年2月21日一部改定）に準ずるものとする。

この他、需用費のうち、木材等実技指導用の教材購入費、模型製作費等は必要不可欠なものに限り、かつ合理的に算出される額の範囲内とする。これについては、提案内容の審査等にあたって個別に質問等を行う場合がある。

## 6. 補助金の額

2. について補助を受けようとする事業の補助率は定額とする。また、補助限度額は、1,000万円／地域グループとする。

※補助金の額については、提案された内容に関する審査・評価に基づき、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定するものであり、要望額についてすべて対応するものではない。

※2. の取組について、予算の範囲内で効率的に実施する観点から、経費に対して確保・育成される担い手の人数が相対的に少ない提案に対しては、要望額全体に対して査定を行うことがある。

※本事業の補助金は、原則として、補助事業完了後、支払いを証明する書類（領収書等）を添えて、完了実績報告書が提出された後に、額の確定を行った上で、精算払いにより支払うこととする。なお、特別の事情がある場合には、個別に交付事務局を通して国土交通省へ相談すること。

## 7. 事業主体

地域グループ

## 8. 採択日、完了実績報告日（いずれも予定）

- ・採択及び査定額の通知 令和7年8月下旬
- ・中間報告 令和7年12月中旬
- ・完了実績報告 令和8年1月30日（金）



## 提案書作成事項

提案書は、以下の項目について、以下に示す各様式に従い作成すること。ただし、資料添付が必要な場合は、別添として問題ない。

様式A<sup>※1</sup>：本事業に提案する者は必ず提出すること。

様式B<sup>※2</sup>：地域グループ単位で提案する者が提出すること。

様式C<sup>※2</sup>：広域グループ単位で提案する者が提出すること。

様式D：全国グループ単位で提案する者が提出すること。

※1 複数の地域グループまたは広域グループを代表者でまとめて提案する場合も提出すること。

※2 複数の地域グループまたは広域グループを代表者でまとめて提案する場合、当該地域グループまたは広域グループごとに様式Bまたは様式Cを提出すること（この場合、様式Aの提出は1枚で問題ない）。

### 0. 提案に係る基本情報（「様式A」）

提案に係る基本情報（申請単位、事業開始時期、提案する地域グループ数等）の基本情報について、「様式A」に具体的に記載すること。

### 1. 補助対象とする事業者の要件（「様式B（C、D）－1」）

公募要領4.に記載されている補助対象とする事業者の要件のうち、（1）から（5）について要件を満たす理由及び補助事業の実施体制について「様式B（C、D）－1」に具体的に記載すること。また、添付資料がある場合にはその旨記載すること。

### 2. 本事業を実施する上での要件（「様式B（C、D）－2」）

公募要領（別添1）4.に記載されている事業の要件のうち、（1）から（8）について要件を満たすことが分かるように、事業要件の内容について「様式B（C、D）－2」に具体的に記載すること。また、必要に応じて写真や図表等を用いても問題ない。

### 3. 本事業の実施目的及び仕組みの概要（「様式B（C、D）－3」）

広域モデル策定型を実施する者としての現状分析や認識する緊急的な課題、これまでの取組内容、本事業に係る年度目標、全体的な長期目標等について、「様式B（C、D）－3」に具体的に記載すること。また、添付資料がある場合にはその旨記載すること。

### 4. 広域モデル策定型としての取組内容の詳細（「様式B（C、D）－4」）

広域モデル策定型として実施を想定している取組について、「様式B（C、D）－4」に示す類型に従って具体的に記載すること。また、添付資料がある場合にはその旨記載すること。

### 5. 補助要望額（「様式B（C、D）－5」）

補助対象として申請する経費の全ての額及び各経費の積算の考え方（積算内訳）について、「様式B（C、D）－4」で記載した具体的な取組内容に対応させる形で、「様式B（C、D）－5」に具体的に記載すること。

## 6. その他（提案書作成にあたっての留意事項）

本事業の募集に関してWEB説明会（令和7年7月2日（水）11:00～）を開催しますので、ぜひご参加ください。また、様式A～Dの記載例及び補足説明資料「提案書作成にあたっての留意事項」の内容を熟読すること。なお、交付申請時の審査も、原則として当該補足説明資料に従って行うこととしている。